公益財団法人福井県スポーツ協会　専門委員会規程

第１条　公益財団法人福井県スポーツ協会定款第３９条の規程に基づき、専門委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第２条　委員会の名称は、別表の通りとする。

２．委員会は、本会定款第３９条に基づき、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

第３条　委員会に次の役員を置く。

委 員 長　１　名
副委員長　若干名
委　　員　若干名

２．委員は、理事長が理事会に諮って会長が委嘱する。

３．委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統轄する。

４．副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第４条　委員および役員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員および役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

２．委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、委員会を開き議事を議決することができない。

３．委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４．本会、会長・副会長・理事長・副理事長・専務理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

５．委員長が必要と認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

別表　　総務企画委員会
競技力向上対策委員会
生涯スポーツ委員会
スポーツ医・科学委員会

附則

１　この規程は、平成８年４月２４日から施行する。

２　この規程は、平成１０年４月２８日から施行する。

３　この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日（平成２４年４月１日）から施行する。

４　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

５　この規程は、令和４年５月２７日から施行する。